

大阪市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料の納付） 第23条 条例第6条第1項及び第5項から第7項までの規定による手数料は<u>第13号様式又は大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号。以下「会計規則」という。）第3号様式による納付書により、同条第2項及び第3項の規定による手数料は第13号の2様式又は会計規則第3号様式による納付書により、同条第4項の規定による手数料は第13号の3様式又は会計規則第3号様式による納付書によりそれぞれ納付しなければならない。</u>	（手数料の納付） 第23条 条例第6条第1項及び第5項から第7項までの規定による手数料は<u>第13号様式</u>による納付書により、同条第2項及び第3項の規定による手数料は<u>第13号の2様式</u>による納付書により、同条第4項の規定による手数料は<u>第13号の3様式</u>による納付書によりそれぞれ納付しなければならない。

附 則

この規則は、令和6年6月24日から施行する。